大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：１種児童クラブ補助員・２種児童クラブ補助支援員　児童クラブ】

令和８年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1. 募集人数　　２名程度（大津市立児童クラブ運営指針に基づき、令和８年度の通所児童数にあわせ採用）

2. 募集職種　　１種 児童クラブ補助員
２種 児童クラブ補助支援員
※資格の有無により１種、２種に分かれます。
※週 35 時間勤務は、将来、児童クラブの責任者を担っていただくことを想定しています。

3. 業務内容　　放課後児童健全育成事業による放課後の小学生の保育
大津市立児童クラブ 37 箇所の児童クラブ保育業務･保護者との連携及び児童クラブの用務など必要とする仕事（子どもの出席確認、遊び（屋内遊び、屋外遊び：ドッジボールなど）や基本的な生活習慣の確立に向けた援助、子どもの健康管理・安全の確保、清掃など）
【業務内容の変更範囲】：なし
※勤務時間については面接時に希望を伺い、選考により決定します。

4. 募集対象
大津市立児童クラブ（大津市内 37 箇所）及び児童クラブ課で勤務できる方

※車で通勤できる方歓迎

※次の資格を有する人は、２種補助支援員として採用します。
保育士資格、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員免許・児童厚生員資格、放課後児童支援員認定資格研修受講資格者、学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
なお、上記の資格のない方は１種補助員として採用します。

※「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づく職員配置のため、採用時に「放課後児童支援員認定資格研修修了証」をお持ちでない方は、採用後、放課後児童支援員認定資格研修を受講いただきます（受講要件を満たしてから２～３年を目途に受講。主な研修受講要件：高等学校卒業者で 2 年以上かつ 2,000 時間以上の児童クラブでの勤務実績）。

※地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格条項に該当する方は応募できません。
・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はそれに加入した人

募集開始から令和８年 12 月 11 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く９時から 17 時まで）
※選考は随時のため、募集人数に達した時点で受付を終了する場合があります。

5. 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。
選考当日に下記の書類を持参してください。

①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
②写真を添付した履歴書
③資格（放課後児童支援員、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、児童厚生員、社会福祉士）を有する場合は資格証の写し
④社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業したことを証する書類の写し
⑤筆記用具

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【連 絡 先】大津市こども未来部 児童クラブ課
「会計年度任用職員採用担当者」まで
電話番号：077-528-2776

6. 選考日時及び選考会場

日時：随時（平日９時から 17 時までの間で応募者と調整）
会場：大津市役所　別館　児童クラブ課

7. 選考方法

筆記試験及び面接試験

8. 結果の発表

面接後 10 日以内に受験者本人宛に、合否通知を文書で発送します。

9. 勤務条件

任用期間	任用開始日から令和９年３月 31 日 採用後、１ヶ月（実勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	■ 原則あり　□ 原則なし （翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。）
勤務地	大津市立児童クラブ（37 箇所のいずれか）及び児童クラブ課 （勤務地については、選考により決定します。なお、年度途中や年度替わりに、勤務地を異動する場合があります。）
勤務地変更の可能性	1　あり　→　（　児童数の増減等により大津市立児童クラブ（大津市内 37 箇所）及び児童クラブ課　） 2　なし
勤務日	週５日(月曜日から土曜日のうち週５日) 週６日(月曜日から土曜日)

休日	日曜日、国民の祝日、年末年始(12 月 29 日から１月３日)
休暇	年次有給休暇　任用期間に応じて付与 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	①　週 35 時間勤務（1 日７時間×週５日、別に休憩 60 分あり） 平日：10 時～19 時の間でシフトによる７時間勤務 土曜：８時 30 分～18 時の間でシフトによる７時間勤務 学校休業日：８時～19 時の間でシフトによる７時間勤務 ②　週 30 時間勤務（１日６時間×週５日、別に休憩 60 分あり） 平日：11 時～19 時の間でシフトによる６時間勤務 土曜：８時 30 分～18 時の間でシフトによる６時間勤務 学校休業日：８時～19 時の間でシフトによる６時間勤務 ③　週 30 時間勤務（1 日５時間×週６日） 平日：13 時～19 時の間でシフトによる５時間勤務 土曜：８時 30 分～18 時の間でシフトによる５時間勤務 学校休業日：８時～19 時の間でシフトによる５時間勤務 ※上記の①週 35 時間勤務及び②週 30 時間勤務（１日６時間×週５日）については、シフト不可は選択できません。 ※シフトによる勤務ができる方は時差加算があります。 ※勤務時間及び勤務日数の変更は原則不可
基本給	①　週 35 時間勤務 １種補助員　（時差加算あり）：月給 202,217 円～212,850 円 ２種補助支援員（時差加算あり）：月給 218,703 円～231,287 円 ②　週 30 時間勤務　（１日６時間×週５日） １種補助員　（時差加算あり）：月給 173,329 円～182,443 円 ２種補助支援員（時差加算あり）：月給 187,460 円～198,246 円 ③　週 30 時間勤務　（１日５時間×週６日） １種補助員　（時差加算あり）：月給 173,329 円～182,443 円 （時差加算なし）：月給 170,821 円～179,934 円 ２種補助支援員（時差加算あり）：月給 187,460 円～198,246 円 （時差加算なし）：月給 184,951 円～195,737 円 ※本市児童クラブ職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当　年２回（令和９年度の更新があった場合、令和９年度から支給あり）年間最大 4.65 月分（支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します)。通勤手当相当（片道２km 以上の場合、上限月額 75,000 円)、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 ・営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。(兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。)
その他	・給与等支給日：　当月 20 日 ・週 35 時間勤務は将来、児童クラブ責任者の役割を担っていただける方（４種支援

	員：代表支援員、３種支援員：副代表支援員）を想定します。 ・シフトあり：月の半分以上について月～土のうち様々な曜日及び異なる時間帯に勤務可能な場合 ・シフトなし：固定曜日及び固定時間帯での勤務となる場合 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。